

滋賀労働総合庁舎（滋賀労働局・大津労働基準監督署・ハローワーク大津）



彦根労働基準監督署  
ハローワーク彦根



東近江労働基準監督署



ハローワーク東近江



ハローワーク甲賀



ハローワーク長浜



ハローワーク草津



ハローワーク高島

## 令和8年度滋賀労働局行政運営方針

### 誰もが安心して働ける滋賀をめざして

滋賀労働局は、総合労働行政機関として地域や国民からの期待に応えるため、次の事項を最重点課題として、各種情勢に対応した雇用・労働施策を労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって積極的に取り組みます。

- 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
- 第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化
- 第3 人手不足対策
- 第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組
- 第5 労働保険未手続事業場の解消と収納率の向上



# 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

### ○「賃上げ」支援助成金パッケージの周知

企業が賃上げに取り組む目的や方法は多様であることを踏まえ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージとして周知します。

また、経済産業省や地方公共団体等の厚生労働省以外が実施する幅広い支援策や相談窓口及び支援機関の周知を図ります。



賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

### ○滋賀県働き方改革推進協議会（地方版政労使会議）

県内の行労使団体を構成員とする滋賀県働き方改革推進協議会において、賃金引上げや働き方改革、職場環境の改善に向けた機運の醸成等を図るとともに、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃金引上げに向けた環境整備が円滑に進むよう、構成団体・機関と連携して、取組を進めてまいります。



令和8年2月10日開催  
滋賀県働き方改革推進協議会

令和7年度 滋賀県働き方改革推進協議会 決議事項

令和5年度 滋賀県働き方改革推進協議会 共同メッセージ

適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して

令和7年春季労使交渉では、安定期、賃上げ率ともに前年を上回ったが、厳しい経営環境下にある中小企業等においては、人材確保・定着を図るための「防衛的賃上げ」を行った企業も少なくない。中小企業等が、自発的かつ持続的な賃上げが実現できるためには、労務費の転嫁の促進、企業の成長のための生産性の向上、リスキリング等の人材育成が必要とされているところである。

よって、本協議会は、令和6年（2024年）2月16日に採択された共同メッセージの取組事項に基づき、とりわけ令和8年度に以下の取組を実施することを決議する。

1. 企業の価格転嫁・取引適正化を支援するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、[中小委託取引適正化法]や相談窓口等を周知する。
2. 適切な価格転嫁の交渉促進に向け、「パートナーシップ構築宣言」への登録勧奨を行う。
3. 国や自治体等が実施する「賃金引上げ」、「生産性向上」、「人材確保」、「リスキリング」のための助成金、補助金、その他の施策について、効果的な周知等により活用を支援する。
4. 労働者のワークエンゲージメントを高め生産性の向上に資するよう、誰もが安心して働ける職場環境づくりを支援する。
5. 男女間賃金格差の縮小を含め、「ジェンダー平等」を推進する等、多様な人材の活躍を促進する。

令和8年(2026年)2月10日  
滋賀県働き方改革推進協議会

## 2 最低賃金制度の適切な運営

### ○滋賀地方最低賃金審議会の適切な運営

経済動向や地域の実情、これまでの審議状況を踏まえつつ、充実した議論が尽くせるよう滋賀地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

### ○最低賃金の周知および履行確保

最低賃金の改正等について周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題がある業種等に対して重点的に監督指導を行います。



審議会会長から答申



## 3 同一労働・同一賃金の遵守の徹底

監督署において、短時間労働者等の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室または職業安定部による効率的な報告徴収または指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善や正社員の働き方の多様化に役立つ情報を掲載しています。

## 4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

### ○キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「正社員化コース」及び「賃金規定等改定コース」や、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設した「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

### ○滋賀働き方改革推進支援センター

厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」と連携し、ワンストップ相談窓口において実施する個別相談やコンサルティング、セミナーの実施など、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援を行います。



## 第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

### 1 リ・スキリングによる能力向上支援

#### ○教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付金の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図ります。

#### ○地域職業能力開発促進協議会の活性化

滋賀県との共催による滋賀県地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに教育訓練給付金の指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保に繋がります。



#### ○公的職業訓練制度の活用促進

ハローワークにおいては、本人の希望だけではなく、本人の職業能力や実務経験、求職条件、求職活動状況、訓練受講による就職可能性等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努めるとともに、部門間の連携の強化や訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。特に、eラーニング等のオンラインを活用した訓練の受講を希望する者に対しては、適切な情報提供、意識付けとともに、本人の求職条件に合致した就職可能性を考慮した受講勧奨を行います。

#### ○人材開発支援助成金による人材育成の推進

多くの企業や労働者の人材育成・活性化を支援するため、人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」について、引き続き積極的な活用勧奨を図ります。

### 2 成長分野等への労働移動の円滑化

#### ○「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

成長分野等への円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であり、「職場情報提供サイト（job tag）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」の利活用等について周知を行っていきます。



職場情報提供サイト  
job tag

## 第3 人手不足対策

### 1 医療・介護・保育分野における医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト

#### (1) アウトリーチ支援による求人充足の強化

少子高齢化の進行より、医療・介護・保育分野の人手不足が深刻化する中、ハローワークによる就職件数は減少しています。人員配置基準が設けられているこれらの分野では、人材確保のため、民間職業紹介事業者を利用せざるを得ない状況となり、紹介手数料への負担感が大きくなっています。

このため、令和8年度は、「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、ハローワークにおける最重要事項として、医療・介護・保育分野への事業所へのアウトリーチによる求人充足支援に取り組みます。これらの分野において令和7年度に実施した集中的な充足対策の取り組みを更に強化し、積極的な事業所訪問により雇用管理指導援助も含めた求人充足支援を実施します。

事業所訪問には部門を問わず組織横断で取り組むとともに、ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地域の関係団体とも連携して、医療・介護・保育分野の人材確保を促進します。



求職者への画像情報提供  
～事業所訪問へ行ってきました～

## (2) 雇用仲介業者（職業紹介事業者、募集情報提供事業者）への対応

雇用仲介事業については、お祝い金・転職勧奨禁止について令和7年1月から職業紹介事業者の許可条件に追加し、令和7年4月から募集情報提供事業について労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供が原則禁止となりました。また、職業紹介事業者について、「人材サービス総合サイト」において、就職実績や離職状況に加えて、令和7年4月から職種ごとの平均手数料の実績を公開するよう義務化し、事業所の見える化を図っているため、適切に履行されるよう取り組みます。

労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口に寄せられた情報を基に法令違反の可能性のあるものについては必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

## 2 その他分野における人手不足対策

生産年齢人口が減少する中、医療・介護・保育分野以外にも多くの職種において人材確保が困難な状況が続いています。建設・運輸・警備分野などにおいても人材不足は深刻な課題であり、こうした分野におけるマッチング支援を強化するため、人材確保対策推進連絡会議の場を活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会）の充実を図るとともに、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和等により、重点的なマッチング支援を実施します。



人材確保対策コーナー

## 第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

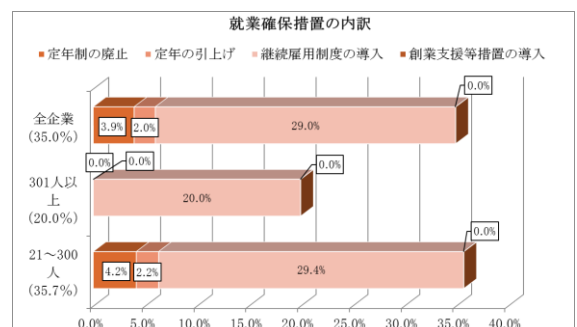
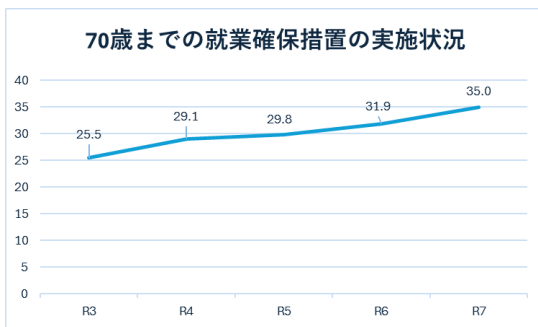
### 1 多様な人材の活躍促進

#### (1) 高齢者の活躍促進

##### ○70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向け、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図っています。

また、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部の70歳雇用推進プランナー等と連携した支援を行っています。



##### ○ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

概ね60歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内6か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」においては、高齢求職者の多様なニーズ等を踏まえ、職業生活の再設計に係る丁寧で寄り添った総合的な就労支援を実施しております。また（公）産業雇用安定センターにおいて実施している、「高齢退職予定者キャリア人材バンク事業」についての周知を図るなど、効果的な連携を行っています。

## (2) 障害者の就労支援

### ○障害者の雇入れ等の支援

令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられ、令和8年7月には法定雇用率が2.7%への引上げが行われる予定であるため、今後、雇用率未達成企業が増加する可能性があることから、ハローワークと障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援を実施するなど、障害者の雇入れ支援を一層強化します。

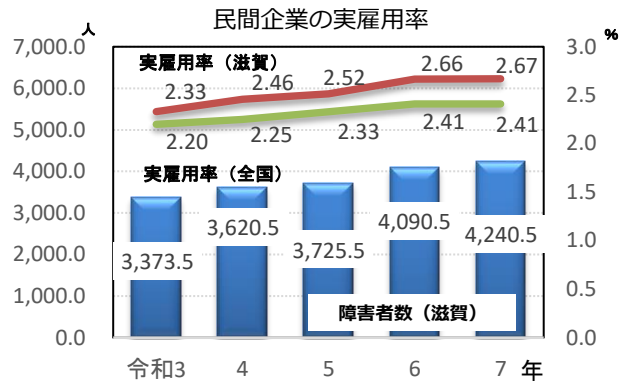
また、公務部門においても、雇用される障害者の雇用促進及び定着支援を引き続き推進するため、障害に対する理解促進のための研修等を実施します。

### ○多様な障害特性に対応した就労支援

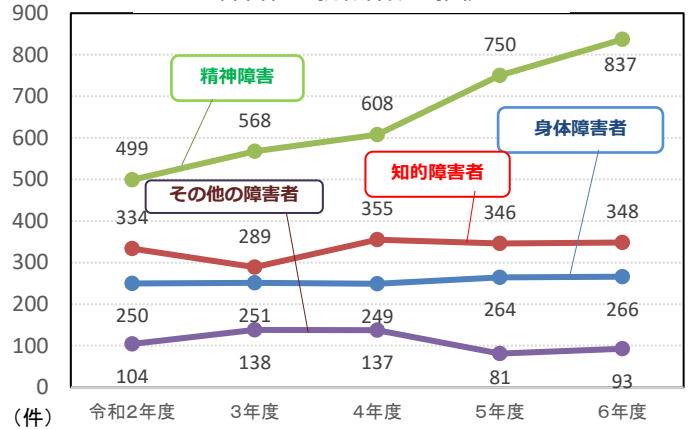
精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の雇用サポーター等を配置し、多様な障害特性に対応した就労支援を実施します。

特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対して、新卒応援ハローワークにおいて、就職準備から職場定着までの一貫した支援を実施します。

また、難病患者である求職者に対して、ハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を実施します。



### ○障害種別就職件数の推移



「その他の障害者」とは身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を保有しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者など。

## (3) 外国人求職者への就職支援等

### ○外国人留学生に対する支援

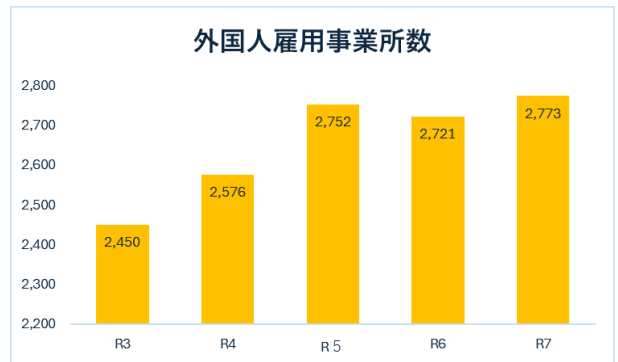
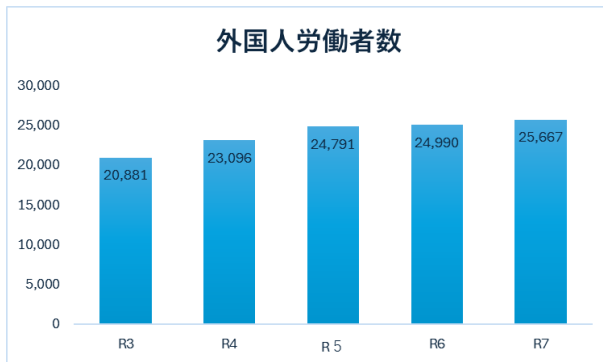
滋賀新卒応援ハローワーク内の留学生コーナーを中心に、若年者地域連携事業受託者・滋賀県外国人材受入サポートセンター等と連携して、留学生の県内企業への就職促進のために、大学・専門学校において合同企業説明会・面接会を実施します。

### ○定住外国人等に対する相談支援の実施

県内5か所のハローワークの外国人サービスコーナーに通訳員を配置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施しています。

### ○外国人雇用事業主に対する支援の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行っております。





#### (4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワーク草津に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を計画的かつ総合的に実施します。

ハローワーク草津には、35歳からの就職サポートコーナーがあります！

サポート内容

- 求人検索・職業相談
- 応募書類添削
- フィードバックプランナー
- 就職支援セミナー

人生何が起きるか わからない

～卒業後チャンスをつかむ技術～

ゲスト講師 杉村太蔵氏

9月23日(水) 13:30～

ミドル世代の 合同企業説明会・面接会 inしが

就労で目指したい方 大歓迎！

参加費無料！服装不問

参加費約30円

令和7年12月10日(水)

#### (5) 若者への就労支援

##### ○新規学卒者等への支援

深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を実施します。

また、滋賀県などの関係機関と連携し、県内企業と若年者のマッチング機会の提供を目的とした「しがジョブフェア」を開催しています。

しがジョブフェア 2025 WINTER

2025 12/3 WED 10:30-15:50

合同企業説明会

「20分交代制でいろんな企業ブースをどんどんまわる！」

県内企業約40社参加

##### ○正社員就職を希望する若者への就職支援

35歳未満で安定した就労の経験が少ない若年者の正社員就職を支援するため、わかもの支援コーナー・わかもの支援窓口を設置し、就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援などを実施しています。

「働くための一歩」 きっかけって、なんだろう？

あなたの悩みや不安に寄り添う場所がある。あなたに合った就労支援プログラムがある。サポステで、働くための「一歩」をふみだしませんか。

##### ○地域若者サポートステーションにおける就労支援

地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施します。

##### ○ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」について、あらゆる機会を捉えて周知を行い推奨します。

▼ユースエール認定マーク

▼イメージキャラクター「エールベア」



#### (6) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続き事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取り組みを行います。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

2025年1月からの「労働保険」をマイページで申し込めるようになります。

> 雇われたみなさまへ

雇用保険の給付受給資格者のための

## 2 女性活躍推進に向けた取組促進等

### (1) 男女間賃金差異等に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康上の特性に係る取組の推進等

男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、計画的な報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

令和7年6月に改正女性活躍推進法が成立し、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が令和8年4月1日から義務付けられたことから、その改正内容について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに履行確保を図ります。

あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正された事業主行動計画策定指針に基づき企業の取組を促し、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用勧奨を行います。

### 女性の活躍推進企業 データベース

働く場所は、  
わたしが見つける。

女性活躍推進法に基づき、  
全国の企業が女性の活躍状況に関する  
情報・行動計画を公表しています。

### 女性活躍推進法による認定

滋賀労働局管内のえるぼし認定企業数  
(令和8年1月末現在)



3つ星 17社



2つ星 7社

### (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

県内4か所(大津・彦根・東近江・甲賀)のハローワークに設置されたマザーズコーナー及び滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前において、子ども連れでも安心して就職活動ができる環境を整え、子育てをしながら就職を希望する女性等の個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施します。

また、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進するほか、来所が難しい方に対して、柔軟な就職活動を行えるようオンラインセミナーやオンライン職業相談等の就職支援サービスを実施します。



職業相談スペース



キッズスペース



## 3 総合的なハラスメント防止対策の推進

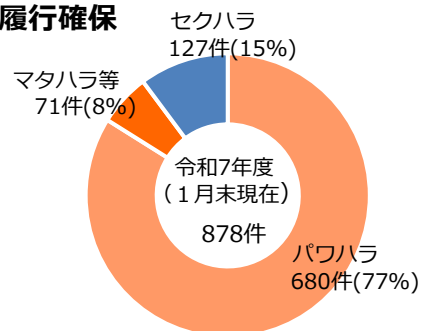
### (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児介護休業等のハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して是正指導等を行います。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主・相談窓口担当者向けサイト「あかるい職場応援団」の活用促進を図ります。

### (2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進

令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図るため、事業主に対して是正指導等を行います。



雇用環境・均等室  
総合労働相談コーナーの  
ハラスメント相談受件数

NO ハラスメント  
ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト  
あかるい職場応援団



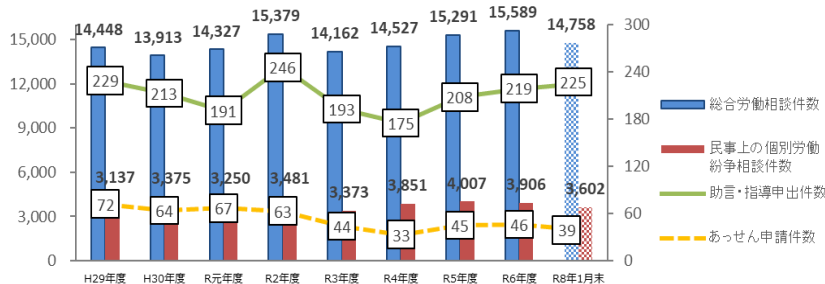


### (3) 個別労働関係紛争の解決援助

○相談件数及び個別労働紛争解決制度運用状況の推移

県内4か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関する情報提供・個別相談のワンストップサービスを行い、あらゆる労働相談への適切な対応に努めます。

また、民事上の個別労働紛争について、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会による「あっせん」により、解決を援助します。



## 4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

### (1) 仕事と育児・介護の両立支援

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について、周知に取り組むとともに、報告徴収等の実施により着実な履行確保を図ります。

労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

両立支援等助成金の活用を推進し、男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備を図ります。



### (2) 次世代育成支援対策の推進

常時雇用する労働者数101人以上の企業に対し、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付けること等を内容とする改正について、周知に取り組むとともに、各企業の実態に即した計画の策定を支援します。

あわせて、令和7年4月から「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、省令の改正内容について周知するとともに、新基準を満たした認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

#### 次世代法による認定

労働局管内のくるみん認定企業数 (令和8年1月末現在)



プラチナくるみん 9社  
(うちプラチナくるみんプラス 1社)



くるみん 102社  
(うちくるみんプラス 1社)

### (3) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に資する取組(年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度、選択的週休3日制度等)を促進するため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングやワークショップの活用を進めていきます。

適切な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を図ります。また、人材確保等支援助成金(テレワークコース)により中小企業事業主に支援を行います。



### (4) フリーランス等の就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な履行確保を図るため、フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導を行います。

フリーランスから発注者との間の取引上のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。







### (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

#### ○第14次労働災害防止推進計画の取組

5か年計画の最終年度である令和9年度までに事業者において実施される事項にかかる指標（アウトプット指標・アウトカム指標）の達成項目を一つでも増やすため、次の取組を行います。

#### 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ **製造業**については、「危険性又は有害性等の調査に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進することなどにより、機械による「はさまれ・巻き込まれ」などの防止の徹底を図ります。
- ・ **建設業**については、墜落・転落災害防止のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする労働安全衛生規則等に基づく指導・周知を図ります。
- ・ **道路貨物運送業**については、荷役作業での労働災害を防止するため、最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の実施等について指導・周知を図ります。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。
- ・ **林業**については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の指導・周知を図ります。

#### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 県内の**小売業**、**社会福祉施設**を構成員とするそれぞれの+Safe協議会活動について、労働局幹部同行による事業場パトロールを取り入れるなど活性化を図るとともに、構成員が取り組んでいる労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策（好事例）について、広く県民に知っていただくため広報を強化してまいります。



左記のほか、**60歳以上の高齢労働者**や**外国人労働者**の労働災害防止対策、**メンタルヘルス対策**、**熱中症対策**、**化学物質対策**及び**個人事業者**等の安全衛生対策についても、労働局・監督署が丸となって労働災害防止セミナーなどを企画し、内容を広く県民に周知することで事業場の安全衛生に対する機運の醸成を図ってまいります。



介助作業で推進しているノーリフトケア導入事例を視察（+Safe welfare 協議会）

局署が丸となって取り組んだ熱中症予防街頭周知活動



#### ○滋賀における労働災害による死傷者の推移

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除きます。赤字は死亡者数。  
 ※令和7年は、令和8年1月末現在の速報値（例年4月に確定します）。

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1403人	1376人	1407人	1439人	1503人	1518人	1498人	1454人 (速報値)
11人	10人	19人	7人	11人	10人	10人	8人
← 13次防(5か年計画)					← 14次防(3年経過)		

#### ○令和7年度に公布され、令和8年度以降に施行される「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」の継続した周知

- ・ **個人事業者（一人親方、フリーランス）**等の安全衛生対策の推進
- ・ **ストレスチェック**が全ての事業者に拡大 など

通達、リーフレット等の特設ページ



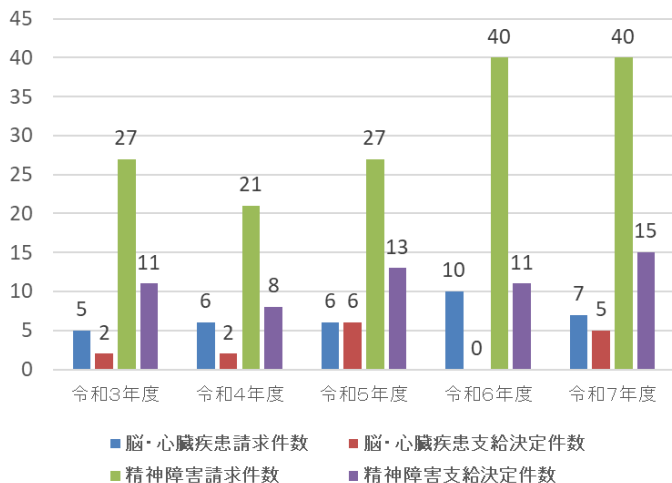


## 6 労災保険給付の迅速・適正な処理

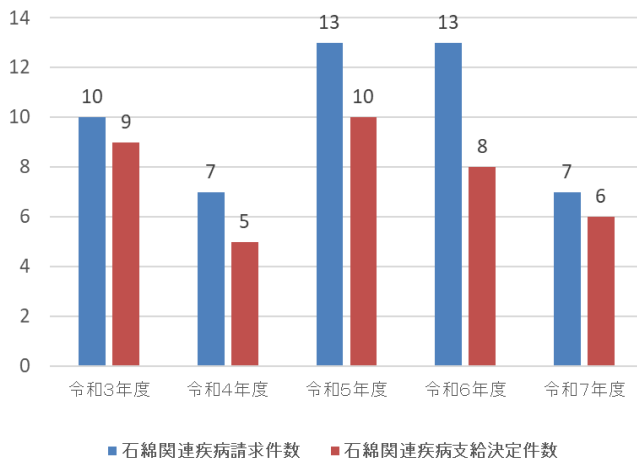
労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が必要な保険給付等を迅速に受けられるよう、効率的な処理に努めます。

また、近年増加している精神障害をはじめ、脳・心臓疾患、石綿関連疾病等に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

脳・心臓疾患、精神障害請求・支給決定件数(滋賀)



石綿関連疾病請求・支給決定件数(滋賀)



- 注 1. 請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではない。  
 2. 支給決定件数は、当該年度中の決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。  
 3. 支給決定件数は、「業務災害」と認定した件数である。  
 4. 令和7年度の数値は、令和8年1月末時点の速報値である。

- 注 1. 請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではない。  
 2. 支給決定件数は、当該年度中の決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。  
 3. 件数は、「肺がん」、「中皮腫」、「良性石綿胸水」、「びまん性胸膜肥厚」の計であり、「石綿肺」は含んでいない。  
 4. 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関するものは含んでいない。  
 5. 令和7年度の数値は、令和8年1月末時点の速報値である。

## 第5 労働保険未手続事業場の解消と収納率の向上

### 1 未手続事業の的確な把握と手続き指導・加入勧奨等の実施

労働保険は、労働者やその家族を守るセーフティネットの役割を担う重要な制度であり、原則、一人でも労働者を雇用する事業は法的に成立（加入）手続きと労働保険料の納付が義務づけられています。このことから「未手続事業の解消」は、労働者の福祉の向上や事業主の費用負担の公平性の観点から、極めて重要な施策になります。

労働局では労働保険徴収室が中心となり、監督署、ハローワーク、未手続事業一掃業務の受託事業者、他の行政機関及び関係団体と連携し、未手続事業の的確な把握を進め、労働保険成立に向けた手続指導や勧奨を行うことで、未手続事業の解消を図ります。

また、手続指導を複数回行っても成立手続きを行わない一定規模以上の事業に対しては、職権による保険成立を積極的に実施します。

労働保険×雇用保険  
労働保険 特設サイト

### 2 電子申請の利用促進

「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月22日厚生労働省策定）に基づき、労働保険手続においても電子申請の利用率を向上させるため、労働保険徴収室に設置している電子申請体験コーナーを活用して手続方法の周知を行うほか、広報活動による利用促進を図ります。

労働保険電子申請  
特設サイト

### 3 実効ある滞納整理や納付督促等による収納率の向上

労働保険制度の安定的な運営を確保するため、労働保険料の適正な申告納付の周知を図ります。

また、収納未済となっている労働保険料を縮減するため、滞納整理にあたっては、滞納金額が100万円以上の事業及び複数年度にわたって滞納している事業（直近の2年間で80%以上の保険料を滞納している事業に限る。）に重点をおいた効率的な計画を策定し、積極的な滞納処分を実施します。

# 滋賀労働局の組織

<b>滋賀労働局</b> 〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎  滋賀労働局助成金センター 〒520-0806 大津市打出浜13-49 京都建物大津ビル4階	<b>総務部</b> 総務課 TEL:077(522)6647 労働保険徴収室 TEL:077(522)6520
	<b>労働基準部</b> 監督課 TEL:077(522)6649 貸金室 TEL:077(522)6654 健康安全課 TEL:077(522)6650 労災補償課 TEL:077(522)6630 医療係 TEL:077(522)1131
	<b>職業安定部</b> 職業安定課 TEL:077(526)8609 電子申請センター TEL:077(526)7557 職業対策課 TEL:077(526)8686 助成金センター TEL:077(526)8251 訓練課 TEL:077(526)8608 需給調整事業室 TEL:077(526)8617
	<b>雇用環境・均等室</b> TEL:077(523)1190

## 労働基準監督署

署名	電話番号	所在地	管轄区域
大津	(監督) 077(522)6616 (安衛) 077(522)6678 (労災) 077(522)6644	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市・高島市
彦根	(監督) 0749(44)8013 (安衛) 0749(44)8014 (労災) 0749(44)8015	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	彦根市・長浜市・米原市 愛知郡・犬上郡
東近江	(監督) 0748(22)0394 (安衛) 0748(41)3366 (労災) 0748(41)3367	〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14	東近江市・近江八幡市 甲賀市・湖南市・蒲生郡

## 総合労働相談コーナー

コーナー名	電話番号	所在地
滋賀労働局総合労働相談コーナー	077(522)6648	大津市打出浜14-15 雇用環境・均等室内
大津総合労働相談コーナー	077(501)3976	大津市打出浜14-15 大津労働基準監督署内
彦根総合労働相談コーナー	0749(44)8021	彦根市西今町58-3 彦根労働基準監督署内
東近江総合労働相談コーナー	0748(41)3363	東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内

## ハローワーク（公共職業安定所）

所名	電話番号	所在地	管轄区域
大津 (マザーズコーナー)	077(522)3773	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎1・2階	大津市・高島市
高島出張所	0740(32)0047	〒520-1214 高島市安曇川町末広4丁目37	[高島市]
長浜	0749(62)2030	〒526-0032 長浜市南高田町字辻村110	長浜市・米原市
彦根 (マザーズコーナー)	0749(22)2500	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	彦根市・愛知郡・犬上郡
東近江	0748(22)1020	〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19	東近江市・近江八幡市 蒲生郡
甲賀 (マザーズコーナー)	0748(62)0651	〒528-0031 甲賀市水口町本町3丁目1-16	甲賀市・湖南市
草津	077(562)3720	〒525-0027 草津市野村5丁目17-1	草津市・守山市 栗東市・野洲市

## ハローワーク付属施設等

付属施設等名	電話番号	所在地
シニアジョブステーション滋賀	077(521)5421	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階
ハローワーク東近江マザーズコーナー (滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡)	0748(37)3882	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県男女共同参画センター内
ハローワーク東近江 ハローワークプラザ近江八幡	0748(33)8609	近江八幡市鷹飼町562 近江八幡第一ビル7階
滋賀新卒応援ハローワーク（しがジョブパーク）	077(563)0301	草津市西渋川1丁目1-14 行岡第一ビル4階
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前	077(598)1486	草津市大路1-1-1 エルティ932 ガーデンシティ草津3階
守山市地域職業相談室（ジョブプラザ守山）	077(583)8739	守山市梅田町2-1-205 セルバ守山2階